但執行委員會は毎週一回以上開催するものとす

第十一條　聯合會代議員會は大會の決議に基き次の大會に到るまての一切の臨時事件を協議決定す

但代議員會は一ケ月一回以上開催するものとす

第十二條　各部門委員會は大會及聯合會代議員會の決議に基き各部門に關する事務を分掌執行す

第四章　役員

第十三條　本會に左の役員を置く

一、聯合會長一名　二、副會長一名　三、主事一名　四、會計一名

五、執行委員若干名　六、代議員若干名

但聯合會代議員會の必要と認めたる場合は有給書記を任命する事を得

第十四條　聯合會長及副會長は大會に於て之を選擧す

第十五條　聯合代議員は各加盟組合より選出するものとす

財團法人協調會大阪支所